

津山市事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける事業者の事業継続を図るため、予算の範囲内において津山市事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)常時使用する従業員 労働基準法第9条に規定する労働者のうち同法第20条第1項の適用を受ける者をいう。
- (2)事業所 一定の場所を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われている場所であり、店舗、事務所など事業活動の拠点となる建築物をいう。
- (3)建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものをいう。
- (4)事業所を有する 所有または所有者等から直接貸借することをいう。
- (5)本拠 主たる事務所（本社、本店等）またはその従たる事務所（支社、支店等）であって、最も売上が多いなど事業活動の中核となる場所をいう。
- (6)事業等収入 営業等収入、農業収入、不動産収入、雑収入の合計をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する法人又は個人事業者であって、常時使用する従業員の数が20名以下のものとする。

- (1)令和2年8月1日以降継続して、市内に事業所を有する法人であって、次の要件の全てに該当する者
 - ア 令和2年8月1日時点で市内に本拠を有する者
 - イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年8月1日の属する事業年度の月平均売上が、その前年度の月平均売上と比較して30%以上減少した者。ただし、月平均売上は、事業年度の売上を実操業月数で除した額とする
 - ウ 令和2年8月1日の属する事業年度の前年度の月平均売上が、30万円以上である者
 - エ 令和2年8月1日の属する事業年度分及びその前年度分について法人税の確定申告を行っている者
 - オ 今後も市内で事業を継続する者（ただし新型コロナウイルス感染症の影響による休業を除く）
- (2)令和3年1月1日時点で市内に住民登録があり、かつ国内に事業所を有する個人事業者であって、次の要件の全てに該当する者
 - ア 令和元年の事業等収入が事業等収入以外の収入（以下「その他収入」という。）を上回る者。ただし、令和元年分のその他収入のうち、次の（ア）から（ウ）に該当する収入は除くものとする。
 - (ア) 当該期間限りの一時的な収入
 - (イ) 当該期間に新規に事業を開始した者で、開始以降給与収入を得ていない場合の開始するまでに得た給与収入
 - (ウ) 当該期間に退職等により給与収入を失った者で、失って以降給与収入を得ていない場合の失うまでに得た給与収入
 - イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の事業等収入の月平均収入が、令和元年の事業等収入の月平均収入と比較して30%以上減少した者。ただし、月平均収入は、当年の事業等収入を実操業月数で除した額とする
 - ウ 令和元年の事業等収入の月平均収入が15万円以上である者
 - エ 令和2年分及び令和元年分の収入について~~所得税~~確定申告を行っている者
 - オ 今後も事業を継続する者（ただし新型コロナウイルス感染症の影響による休業を除く）

(3)令和3年1月1日時点で市外に住民登録があり、かつ市内に事業所を有する個人事業者であって、次の要件の全てに該当する者

ア 令和元年の事業等収入がその他収入を上回る者。ただし、令和元年分のその他収入のうち、次の(ア)から(ウ)に該当する収入は除くものとする。

(ア) 当該期間限りの一時的な収入

(イ) 当該期間に新規に事業を開始した者で、開始以降給与収入を得ていない場合の開始するまでに得た給与収入

(ウ) 当該期間に退職等により給与収入を失った者で、失って以降給与収入を得ていない場合の失うまでに得た給与収入

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の事業等収入の月平均収入が、令和元年の事業等収入の月平均収入と比較して30%以上減少した者。ただし、月平均収入は、当年の事業等収入を実操業月数で除した額とする

ウ 令和元年の事業等収入の月平均収入が15万円以上である者

エ 令和2年分及び令和元年分の収入について**所得税**の確定申告を行っている者

オ 今後も市内で事業所を有し、事業を継続する者（ただし新型コロナウイルス感染症の影響による休業を除く）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象としないものとする。

(1) 学校法人、協同組合等の組合、政治団体、宗教上の組織若しくは団体である者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する者、同条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者

(3) 津山市補助金等交付規則第11条に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者

(4) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等と認められる者

(5) その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、法人については一律20万円、個人事業者については一律10万円とする。

2 支援金の支給は、同一の者については、一度限りとする。

（交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、津山市事業継続支援金交付申請書兼請求書兼実績報告書（様式第1号又は様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて令和3年10月29日までに市長に申請しなければならない。この場合において、市長が適当と認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 確定申告書類（法人にあつては、令和2年8月1日が属する事業年度及びその前年度の法人税確定申告書別表一の写しと法人事業概況説明書の写し（税務署に提出したものの写しに限る）。個人事業者にあつては、令和2年分及び令和元年分の所得税及び復興特別所得税確定申告書B第一表の写しと所得税青色申告決算書の写し（税務署に提出したものの写しに限る）。ただし、白色申告者については所得税及び復興特別所得税確定申告書B第一表の写しと収支内訳書の写し（税務署に提出したものの写しに限る）、住民税申告者については令和2年度分及び令和3年度分住民税申告書の写し（市町村に提出したものの写しに限る）。）

(2) 個人事業者にあつては、身分証明書（現住所が確認できるもの）の写し

(3) 個人事業者であつて、令和3年1月1日時点で市外に住民登録がある者または令和3年1月2日以降に市外へ転出した者は、住民票の写し

(4) 事業所を有していることを証する書類（固定資産税納税証明書又は賃貸契約書、不動産売買契約書等の写し）

- (5) 法人であって、市内に有する事業所が本店以外である場合は、本拠であることを証する書面
- (6) 事業所の位置を示す図面及び事業所を確認できる写真
- (7) 第3条第1項(2)ア(ア)または第3条第1項(3)ア(ア)に該当する者は、一時的な収入であることを証する書類の写し
- (8) 第3条第1項(2)ア(イ)若しくは(ウ)又は第3条第1項(3)ア(イ)若しくは(ウ)に該当する者は、退職等を証する文書の写し
- (9) 休業等の期間がある場合、休業等を証する書類の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、津山市補助金等交付規則第9条の規定による実績報告を兼ねるものとする。
(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して支援金の交付の可否を決定し、津山市事業継続支援金交付決定通知兼確定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による支援金の交付の決定の通知は、津山市補助金等交付規則第9条の2の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。
(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けた者があった場合又は支援対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に支援金が交付されているときは、支援金の返還を命ずることができる。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行し、令和3年4月15日から適用する。

(失効等)

2 この要綱は、令和4年3月31日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。ただし、失効日前にこの要綱の規定により補助金の交付決定又は交付を受けた者については、この要綱は、失効日以後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

法人

津山市事業継続支援金交付申請書兼請求書兼実績報告書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 本店住所
 法人名
 代表者役職・氏名

印
 (実印)

津山市事業継続支援金の交付を受けたいので、津山市事業継続支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて以下のとおり申請、請求及び実績の報告をします。

記

1 交付申請額（請求額） 200,000円

2 事業者情報

市内にある本拠となる 事業所の住所	〒 津山市	法人番号(13桁)									
担当者氏名											
日中連絡の取れる担当者電話番号(携帯含む)		() —									
主たる業種		常時使用する 従業員数	人								

3 売上減少率

① 令和2年8月1日の属する事業年度の年間売上	円
② ①の事業年度の前年度の年間売上	円
③ ①の事業年度の月平均売上(①÷実操業月数 ※小数点以下切り捨て)	円
④ ②の事業年度の月平均売上(②÷実操業月数 ※小数点以下切り捨て)	円 ※30万円以上が要件です。
⑤ 売上減少率 (④-③)÷④×100 ※小数点以下切り捨て)	_____% ※減少率30%以上が要件です。

4 支援金の振込口座

金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 信用組合						本店 支店 営業部 出張所		預金種類		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
	口座番号						(フリガナ)					
						口座名義						

5 売上が減少した理由（新型コロナウイルス感染症の影響をどのように受けているかを記入ください）

理由：

裏面も必ずご確認ください

6 添付書類

- (1) 令和2年8月1日の属する事業年度とその前年度の法人税確定申告書別表一と法人事業概況説明書
(1・2枚目)
- (2) 休業等により事業年度の操業月数が12月に満たない者は、休業等を証する書類の写し
- (3) 事業所の位置を示す図面及び事業所を確認できる写真(ただし、令和2年度に本市の小規模事業者緊急支援金を受給するにあたり提出したものと変更がない場合は、添付を省略できるものとする)
- (4) 事業所を有する証拠書類(固定資産税納税証明書、賃貸契約書、不動産売買契約書等の写し、ただし、令和2年度に本市の小規模事業者緊急支援金を受給するにあたり提出したものと変更がない場合は、添付を省略できるものとする)
- (5) 市内に有する事業所が本店以外である場合は、本拠であることを証する書面(事業所ごとに所属する従業員数、全店舗の売上台帳の写しなど)
- (6) 事業承継をした者にあつては、営む全ての事業を承継したことが確認できる書類の写し
- (7) 振込口座の通帳の写し(通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方)
- (8) その他、交付要件を確認するために必要と認める書類

7 誓約・同意事項

- (1) 支援金を受領した後も、市内で事業を継続する意思のもと、本申請をします。
- (2) 本申請にあたり、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。
- (3) 支援金受給後、交付要件に該当しないことが判明した場合は、支援金を返還することを誓約します。
- (4) 令和3年11月30日までに申請書の不備が解消できない場合は、申請を取り下げたものとみなされることに同意します。
- (5) 支給要件の該当性等を審査するため、津山市が必要な税情報等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (6) 津山市暴力団排除条例(平成23年津山市条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等に該当しません。
- (7) 支援金を暴力団の活動に使用しません。
- (8) 支援金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (9) (2)、(3)、(6)、(7)又は(8)に反する場合は、この申請は却下され、支援金の交付決定を取り消され、又は交付を受けた支援金を返還することを承諾します。

私は、上記「7 誓約・同意事項」について誓約・同意します。

法人名

代表者役職

代表者氏名(自署または記名・押印)

㊟(実印)

様式第2号（第5条関係）

個人

津山市事業継続支援金交付申請書兼請求書兼実績報告書

年 月 日

津山市長 殿

〒
申請者 住民票住所
屋号又は店舗名
氏 名

(印)
(個人印に限る。シャチハタ不可)

津山市事業継続支援金の交付を受けたいので、津山市事業継続支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて以下のとおり申請、請求及び実績の報告をします。

記

1 交付申請額（請求額） 100,000円

2 事業者情報

店舗等の事業所の住所 ※市外在住者は市内にある主な事業所の住所	〒		
日中連絡の取れる電話番号(携帯含む)	() -		
主たる業種	常時使用する 従業員数	人	

3 売上減少率 ※下欄の①及び②の事業等収入額は、営業収入、農業収入、不動産収入、雑収入の合計額を記入のこと

① 令和元年分確定申告書記載の事業等収入	円
② 令和2年分確定申告書記載の事業等収入	円
③ 令和元年の月平均収入(①÷実操業月数 ※小数点以下切り捨て)	円 ※15万円以上が要件です。
④ 令和2年の月平均収入(②÷実操業月数 ※小数点以下切り捨て)	円
⑤ 収入減少率 (③-④)÷③×100 ※小数点以下切り捨て)	_____% ※減少率30%以上が要件です。

4 支援金の振込口座

金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 信用組合	本店 支店 営業部 出張所	預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	(フリガナ)	口座名義		

5 売上が減少した理由（新型コロナウイルス感染症の影響をどのように受けているかを記入ください）

理由： _____

裏面も必ずご確認下さい

6 添付書類

- (1) 令和元年分及び令和2年分の確定申告書の写し
青色申告者は所得税確定申告書B第一表及び所得税青色申告決算書（1・2枚目）の写し
白色申告者は所得税確定申告書B第一表及び収支内訳書（1・2枚目）の写し
住民税申告者は令和2年度分及び令和3年度分住民税申告書の写し
- (2) 身分証明書（運転免許証，個人番号カード表面，健康保険証等）の写し
- (3) 事業所の位置を示す図面及び事業所を確認できる写真（ただし，令和2年度に本市の小規模事業者緊急支援金を受給するにあたり提出したものと変更がない場合は，添付を省略できるものとする）
- (4) 市外に住民登録がある者または，令和3年1月2日以降に市外へ転出した者は，住民票の写し
- (5) 事業所を有する証明書類（固定資産税納税証明書，賃貸契約書，不動産売買契約書等の写し，ただし，令和2年度に本市の小規模事業者緊急支援金を受給するにあたり提出したものと変更がない場合は，添付を省略できるものとする）
- (6) 令和元年分の確定申告書の収入で，事業等収入以外の収入のうち，その年限りの一時的な収入がある者にあつては，一時的な収入であることを証する書類の写し
- (7) 令和元年に新規に事業を開始し，開始以降給与収入を得ていない者及び令和元年に退職等により給与収入を失い，失って以降給与収入を得ていない者にあつては，退職等を証する文書の写し
- (8) 休業等の期間がある場合，休業等を証する書類の写し
- (9) 事業承継した者にあつては，営む全ての事業を承継したことが確認できる書類の写し
- (10) 振込口座の通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）
- (11) その他，交付要件を確認するために必要と認める書類

7 誓約・同意事項

- (1) 支援金を受領した後も，市内で事業を継続する意思のもと，本申請をします。
- (2) 本申請にあたり，申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。
- (3) 支援金受給後，交付要件に該当しないことが判明した場合は，支援金を返還することを誓約します。
- (4) 令和3年11月30日までに申請書の不備が解消できない場合は，申請を取り下げたものとみなされることに同意します。
- (5) 支給要件の該当性等を審査するため，津山市が必要な税情報等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (6) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等に該当しません。
- (7) 支援金を暴力団の活動に使用しません。
- (8) 支援金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (9) (2)，(3)，(6)，(7)又は(8)に反する場合は，この申請は却下され，支援金の交付の決定を取り消され，又は交付を受けた支援金を返還することを承諾します。

私は，上記「7 誓約・同意事項」について誓約・同意します。

申請者氏名（自署または記名・捺印）

㊞